

本書第1刷につきまして、誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、以下のとおり修正をいたします。

- 120頁9行目「婚姻適齢、再婚禁止期間などの障害については」を「婚姻適齢に達していない場合については」に改める。
- 291頁10行目「599条」を「597条3項」に改める。
- 341頁10～11行目の「持ち戻し免除の意思表示は他の相続人の遺留分を侵害してはならない（同条3項）。」を削除する。
- 399頁下から5行目「968条2項」を「968条3項」に改める。